

議案第58号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

1. 14番 大石 和央 議員

本議案は「議案第60号後期高齢者医療広域連合規約の変更について」と同様、本年12月2日以降は、現行の保険証の発行が行なわれないため、条例改正や規約を変更するものである。マイナンバー制度の問題やマイナカードのトラブルなどリスクがある中での、マイナ保険証一本化の動きである。

1, 保険証に代わる資格確認書について

- (1) マイナカードに保険証利用登録していない人やカードがない人には、本人の申請によらず資格確認書が交付・送付されることになっている。厚労省保険局国民健康保険課の事務連絡では、その資格確認書の有効期間は、5年以内で保険者が設定することとされているが、具体的にはどうなるのか。
- (2) 「当分の間、資格確認書を交付する」とあるが、当分の間とは何か。

2, 保険証の廃止による被保険者への不利益や不便を助長しないか

- (1) 現状でも医療機関等でトラブルが発生していると聞くが、保険者としてどのように把握しているか。
- (2) 無保険状態が生じる恐れがあるのではないか。